

中間発表会
TDBC最新情報～

2026年3月24日

一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会

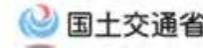
- WG活動に対する評価
 - 内閣府 日本オープンイノベーション大賞 国土交通大臣賞受賞
 - フィジカルインターネットアワード2026 (JPIC)
社会実装部門 奨励賞受賞
- 2024年問題解決に向けた取り組み
 - 国土交通省 中国運輸局主催
「トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会」に登壇
 - 「特定荷主の物流効率化法への対応の手引き」～「荷主の判断基準解説書 Ver1.3」への協力
- e建機[®]チャレンジの推進
 - 専門メディアへの積極的な記事掲載
- 2024年問題解決に向けた動き

内閣府 第8回 日本オープンイノベーション大賞



国土交通大臣賞

共同輸送データベースの普及による持続可能な物流
～フィジカルインターネットの実現



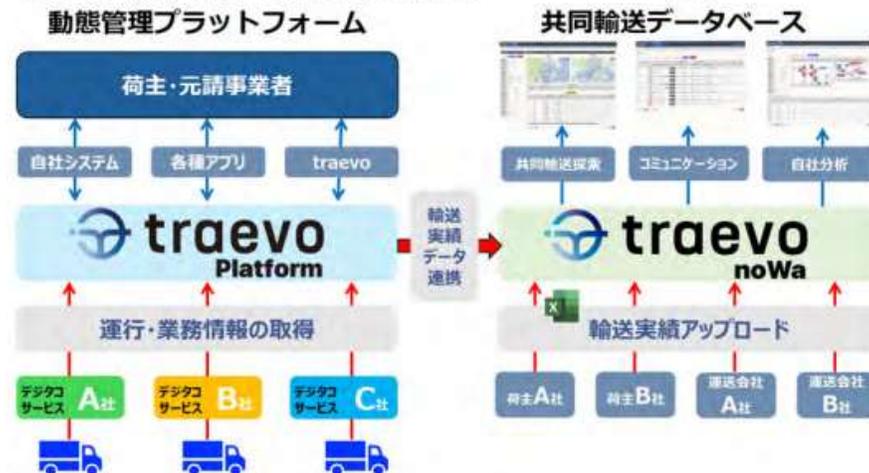
一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会 事務局、(株)traevo

物流の需給問題解決へ 共同輸送マッチングシステム

【目的】 物流の需給逼迫に対し、トラック輸送での積載効率(積載率×実車率)向上として、複数の荷主が車両を共有して同じ納品先へ荷物を運ぶ「共同輸送」が有効とされている。共同輸送で生じる、他の荷主や車両を探す膨大な労力の解消の実現が目的。

【内容】 運輸デジタルビジネス協議会で運輸事業者、荷主企業、サポート企業が参加した分科会を立ち上げ、動態管理プラットフォーム(traevo Platform)を元に中長期の共同輸送相手を検索できるユニバーサルシステムを構築。利用各社が共有する物流データは、出発地と到着地の市区町村、車種、車格のみで、それを匿名加工した情報で共同輸送をマッチングする。

【効果】 2024年に実施のワーキンググループ実証実験で、各30～40%の積載効率と燃費向上、CO2排出量、拘束時間削減効果 30～40%減。



審査員コメント

- 非常に高いニーズにこたえる取組
- 参加企業も多く、連携効果が裏付けされる実績も豊富で、すでに社会的評価を獲得している

10

出典：内閣府「第8回 日本オープンイノベーション大賞 受賞者一覧」

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/prize/joip8th_torikumi.pdf



2026年2月9日 授賞式後の記念撮影

国土交通省からの国土交通大臣賞授与の発表



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

報道・広報

第8回日本オープンイノベーション大賞「国土交通大臣賞」を授与しました
～「共同輸送データベースの普及による持続可能な物流～フィジカルインターネットの実現」が受賞～

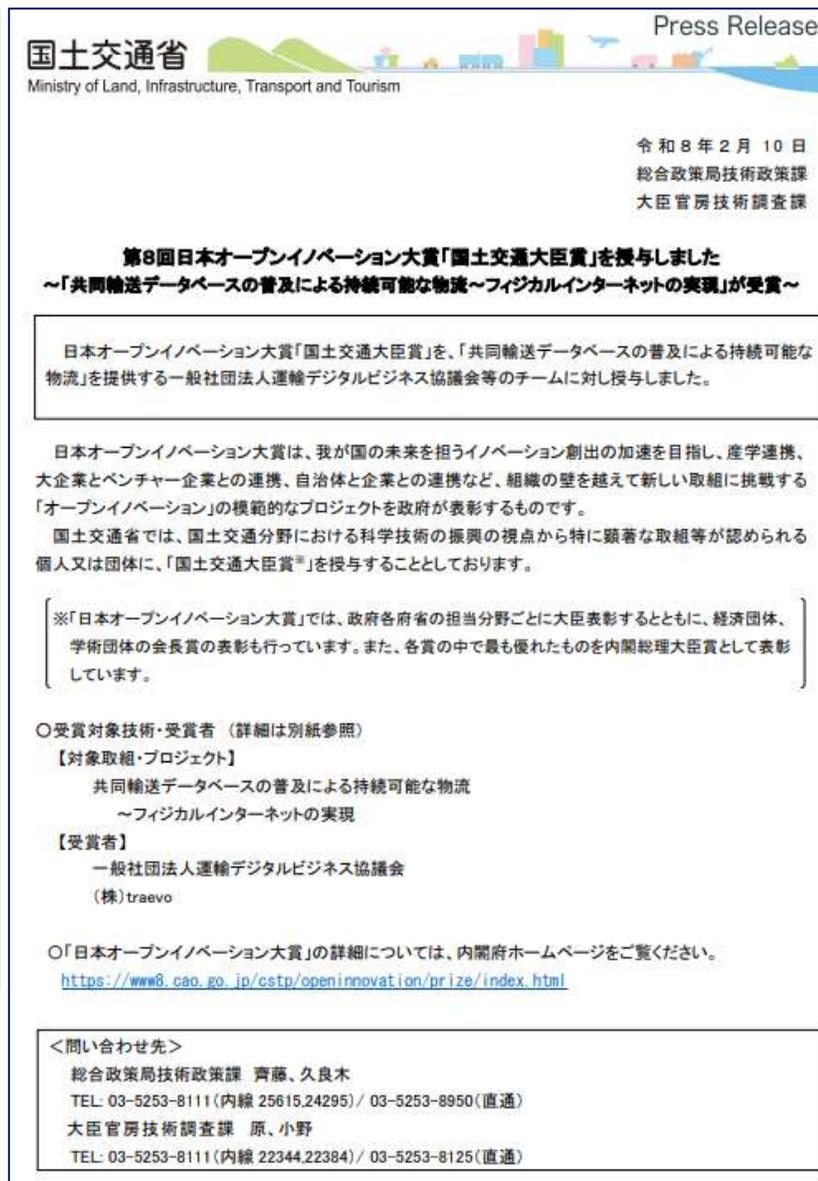
令和8年2月10日

日本オープンイノベーション大賞「国土交通大臣賞」を、「共同輸送データベースの普及による持続可能な物流」を提供する一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会等のチームに対し授与しました。

日本オープンイノベーション大賞は、我が国の未来を担うイノベーション創出の加速を目指し、産学連携、大企業とベンチャー企業との連携、自治体と企業との連携など、組織の壁を越えて新しい取組に挑戦する「オープンイノベーション」の模範的なプロジェクトを政府が表彰するものです。

国土交通省では、国土交通分野における科学技術の振興の視点から特に顕著な取組等が認められる個人又は団体に、「国土交通大臣賞」を授与することとしております。

※「日本オープンイノベーション大賞」では、政府各府省の担当分野ごとに大臣表彰するとともに、経済団体、学術団体の会長賞の表彰も行っています。また、各賞の中で最も優れたものを内閣総理大臣賞として表彰しています。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和8年2月10日
総合政策局技術政策課
大臣官房技術調査課

第8回日本オープンイノベーション大賞「国土交通大臣賞」を授与しました
～「共同輸送データベースの普及による持続可能な物流～フィジカルインターネットの実現」が受賞～

日本オープンイノベーション大賞「国土交通大臣賞」を、「共同輸送データベースの普及による持続可能な物流」を提供する一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会等のチームに対し授与しました。

日本オープンイノベーション大賞は、我が国の未来を担うイノベーション創出の加速を目指し、産学連携、大企業とベンチャー企業との連携、自治体と企業との連携など、組織の壁を越えて新しい取組に挑戦する「オープンイノベーション」の模範的なプロジェクトを政府が表彰するものです。

国土交通省では、国土交通分野における科学技術の振興の視点から特に顕著な取組等が認められる個人又は団体に、「国土交通大臣賞」を授与することとしております。

※「日本オープンイノベーション大賞」では、政府各府省の担当分野ごとに大臣表彰するとともに、経済団体、学術団体の会長賞の表彰も行っています。また、各賞の中で最も優れたものを内閣総理大臣賞として表彰しています。

○受賞対象技術・受賞者（詳細は別紙参照）
【対象取組・プロジェクト】
共同輸送データベースの普及による持続可能な物流
～フィジカルインターネットの実現
【受賞者】
一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会
(株)traevo

○「日本オープンイノベーション大賞」の詳細については、内閣府ホームページをご覧ください。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/prize/index.html>

<問い合わせ先>
総合政策局技術政策課 齊藤、久良木
TEL: 03-5253-8111(内線 25615,24295) / 03-5253-8950(直通)
大臣官房技術調査課 原、小野
TEL: 03-5253-8111(内線 22344,22384) / 03-5253-8125(直通)

出典：国土交通省「報道発表資料」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001980803.pdf>

出典：国土交通省「第8回日本オープンイノベーション大賞「国土交通大臣賞」を授与しました～「共同輸送データベースの普及による持続可能な物流～フィジカルインターネットの実現」が受賞～」

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo17_hh_000206.html

- 「特定荷主の物流効率化法への対応の手引き」に記載した内容
https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers_ver.1.0.pdf
荷待ち時間等の計測は、（中略）「トラック事業者が記録するデジタルタコグラフ情報について、直接又はデータ連携プラットフォーム等を経由して提供を受け、荷待ち時間及び荷役等時間を集計する（選択肢④トラックドライバー等からの情報提供により計測）方法などがあります。」を「荷主の判断基準解説書 Ver1.3」に追記（p.15）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-judgment-criteria-book_ver.1.3.pdf

(3) 荷待ち時間等の計測

荷待ち時間等の計測は、受付簿等からの集計や計測員の配置によることも可能ですが、デジタル技術を活用し効率的に行うことが望ましいです。具体的には、トラック予約受付システムによる記録から集計するほか、トラック事業者が記録するデジタルタコグラフ情報について、直接又はデータ連携プラットフォーム等を経由して提供を受け、荷待ち時間及び荷役等時間を集計する方法などがあります。特に、休憩時間の除外等を正確に行うためには、デジタルタコグラフ情報の活用が有効です。

なお、貨物自動車運送事業法や中小受託取引適正化法⁹に基づく運送取引の適正化が進められる中で、荷主が荷待ちや荷役等に対する料金（待機時間料、積込み料、取卸し料等）を確認し、適切な支払いや取引先への請求を行うためにも、荷待ち時間等の正確な把握が望まれます。

デジタコ（デジタル式運行記録計）の活用

日付	車両ID	作業名	開始時間	終了時間	作業場所	荷役	待機時間	配車No	数量	待機と荷役の合計	乗務員1人当りの許容時間 待機1時間+荷降2時間×人数	希望補償時間
11/07 (火)	6178	荷積	9:52	11:17	荷主AA		1:25					
	6178	走行	11:17	12:46	荷主AA		0:00					
	6178	荷卸	12:46	15:05	配送先BBBBBB	2:18	0:00	71	507			
	6178	走行	15:05	16:46	配送先BBBBBB	0:00	0:00					
	6178	帰庫	16:46	16:46	セイリョウライン_小牧車庫	0:00	0:00					
	5838	荷積	8:24	9:28	荷主AA		1:04					
	5838	走行	9:28	10:52	荷主AA		0:00					
	5838	待機	10:52	12:32	配送先BBBBBB	0:00	1:39					
	5838	荷卸	12:32	14:58	配送先BBBBBB	2:26	0:00	70	1,055			
	5838	走行	14:58	16:15	配送先BBBBBB	0:00	0:00					
5838	帰庫	16:15	16:15	セイリョウライン 小牧営業所	0:00	0:00				6:23	6:00	0:23
11/10 (金)	6309	待機	6:50	7:34	荷主AA		0:00					
	6309	荷積	7:34	8:36	荷主AA		1:02					
	6309	走行	8:36	10:12	愛知県小牧市舟津		0:00					
	6309	待機	10:12	13:25	配送先BBBBBB		0:00					
	6309	荷卸	13:25	15:05	配送先BBBBBB	1:40	0:00	69	623			
	6309	走行	15:06	15:54	配送先BBBBBB		0:00					
	998	荷積	10:24	11:38	荷主AA		1:13					
	998	走行	11:38	11:41	荷主AA		0:00					
	998	走行	11:41	12:29	愛知県小牧市小木東1丁目		0:00					
	998	待機	12:29	14:24	配送先BBBBBB		0:00					
998	荷卸	14:25	16:46	配送先BBBBBB	2:21	0:00	70	619				
998	走行	16:53	18:37	愛知県名古屋市港区神宮寺2丁目		0:00						
998	帰庫	18:37	18:37	セイリョウライン_小牧車庫		0:00				8:50	6:00	2:50

出典：TDBC「荷待ち時間ゼロガイドライン」からの抜粋

<https://tdbc.or.jp/pages/zeroguide/>

「L&A Network」 2026年2/3月号

■ 2026年2月号

[特別レポート] 国民生活や経済を持続可能とするために求められる荷主の行動変容 荷主が変われなければ、物流ではなく経済が破綻する

<https://tdbc.assets.newt.so/v1/2fbf2f18-7299-4e5a-b404-fd1cc60853d5/N2512-11PDF.pdf>



■ 2026年3月号

[特別レポート] 物流2024年問題の現状と課題
公益社団法人 全日本トラック協会

「物流の2024年問題対応状況調査結果」

<https://tdbc.assets.newt.so/v1/c404f210-3b2f-46e6-9df0-eb69fe0a9b97/N2601-13PDF.pdf>



物流の2024年問題で求められる荷主の行動変容

無償の荷役で元請運送事業者勧告 長時間荷待ちでの着荷主へ勧告 (下請法) 2025年12月12日

長時間荷待ちでの着荷主へ勧告 (是正指導) 2025年12月23日

センコー株式会社に対する勧告 (概要) 

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

荷主 貨物の運送を委託

センコー株式会社 (親事業者)

下請事業者 (36名)
(貨物の運送事業)

●下請取引の内容
荷主から請け負った貨物の運送を再委託

●違反行為の概要 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (注))

① 下請事業者に対し、自社が管理する施設内において、無償で荷役作業及び附帯業務を行わせていた (下請事業者17名)。

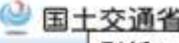
② 下請事業者に対し、自社が管理する施設内において、無償で長時間の荷待ちを行わせていた (下請事業者19名)。

長いな 間に合わない いつまで待つんだ?

公正取引委員会からの勧告の内容

- 無償で荷役作業、附帯業務及び長時間の荷待ちを行わせたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
- 下請事業者に対し、令和4年12月1日から令和7年12月12日までの間、自社が管理する施設内において、無償で、荷役作業、附帯業務又は長時間の荷待ちをさせた事実の有無について調査し、当該事実の存在が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講じること など

(注) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止 (下請法第4条第2項第3号)

集中監視月間(10月・11月)におけるトラック・物流Gメンの活動 

別紙1

■トラック・物流Gメンとは

- ✓ トラック・物流Gメンは、物流2024年問題の解決を目指すため2023年7月に国土交通省が創設した調査・指導部隊
- ✓ 様々な手法による情報収集や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者等に対する是正指導を実施
- ✓ 2024年11月より、倉庫業者を情報収集対象に追加
- ✓ 各都道府県トラック協会のGメン調査員とともに、総勢360名規模で活動

是正指導の実施件数 (集中監視月間)

- 勧告 : 1件 (荷主1)
- 要請 : 7件 (荷主6、元請1)
- 働きかけ : 363件 (荷主249、元請78、その他36)

⇒ 計371件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (39%)
- 契約のない附帯業務 (29%)
- 運賃・料金の不当な据置き (15%)
- 無理な運送依頼 (6%)
- 異常気象時の運送依頼 (6%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)

Gメン調査員からの情報提供

- 集中監視月間中、運輸支局へ計50件の報告

荷主パトロール訪問件数

- 公正取引委員会との合同実施を含め、計1,473件

■集中監視の実施 (2025.10~11)

- ✓ 本年8月に実施した「違反原因行為の実態調査」等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対する監視を強化。
- ✓ また、荷主、元請事業者等に対し、長時間荷待ちの解消等に荷主が配慮することの重要性について理解を得るための周知・協力要請等の荷主パトロール等をGメン調査員等の関係機関と連携し実施。

■倉庫業者からの情報収集

- ✓ 全国の倉庫業者へ倉庫業者に対する寄託者の振る舞いに係る調査を実施し、当該調査結果をトラック・物流Gメンに情報を共有。

■公正取引委員会との連携

- ✓ 来年1月から取適法が施行されることを契機とし、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から全国規模で公正取引委員会と連携した周知啓発活動を実施。
- ✓ 10月28日、29日の2日間において、全国のトラック・物流Gメンが荷主の本社や荷主の多い東京に集結し、公正取引委員会やGメン調査員(トラック協会)と合同で大規模荷主パトロールを実施し、120社の荷主へ周知啓発活動を実施。

1

出典：公正取引委員会「センコー株式会社に対する勧告について」(2025年12月12日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251212_kinki_shitauke.pdf

出典：国土交通省 2025年12月23日
トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の取組を踏まえた国土交通省の対応について

— 貨物自動車運送事業法に基づく「勧告」を1件実施 —
「(別紙1)トラック・物流Gメンによる集中監視月間の取組結果」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001974516.pdf>¹²



TDBC主催セミナー開催報告（下請法改正）

【開催報告】「26年1月に施行！ 荷主・物流事業者は取適法にどのように対応すべきか」10月22日（水）15:00～16:30 開催

公正取引委員会講演、一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会主催

<https://tdbc.or.jp/news/2025/68d111ea6c7e4817ec1dcd97/>



ディスカッションテーマ

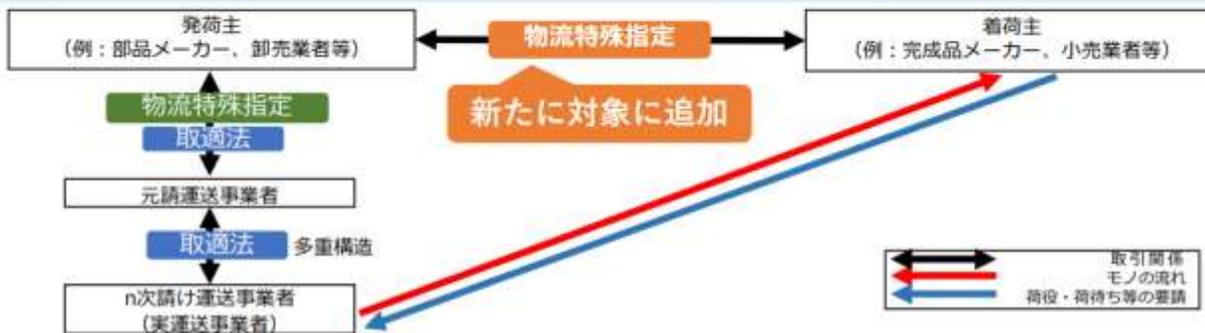
1. 取適法により荷待ち、荷役等の料金の支払いについて強制力がさらに増すと思いますが、認識に間違いはないでしょうか
2. その前提となる運送契約ですが、運送事業法では未締結に対しての罰則はありませんが、取適法での発注内容の明示義務、罰則も適用されるのでしょうか
3. 既に、運送事業者から荷待ち、荷役等の料金について発荷主に対して、請求が行われるようになり、その時間短縮や料金の適正な収受が行われるようになってきましたが、一方で中小発荷主から大手着荷主に対する請求についても取適法で守られるのでしょうか

発・着荷主間の対価（料金）支払いについて

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）③

解決の方向性（案）

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、**着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**



物流特殊指定改正の概要（案）

適用対象

- 事業者規模（資本金・従業員）が一定を超える着荷主（又は取引上優越した地位にある着荷主）であって、事業者規模が一定を下回る発荷主（又は取引上の地位が劣っている発荷主）との間で継続的な取引（物品の販売、製造請負、修理、情報成果物の作成請負）の相手方としてその物品の引渡しを受けるもの

禁止行為

- 着荷主が、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為
- ① 不当な運送の役務以外の役務その他の経済上の利益提供要請（附帯業務等）
- ② 不当な運送の変更及びやり直し（荷待ち・やり直し等）

その他

- 現行の物流特殊指定に取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な料金決定の禁止規定の追加等）

14

運送事業者の「荷待ち」、送り主側に対価支払いを独禁法で規制へ

経済 | 速報 | 金融政策・財政

毎日新聞 | 2026/3/10 20:57 (最終更新 3/10 20:57) | 819文字



公正取引委員会のロゴマーク

公正取引委員会と中小企業庁は10日、価格転嫁の推進などについて話し合う有識者会議「企業取引研究会」を開き、運送事業者が荷降ろしの際に無償で長時間待機させられる、いわゆる「荷待ち」問題について、受け取り側の業者が送り主側に対価を支払うよう独占禁止法で取り締まる方針を示した。2027年春の実施を目指す。

26年1月に施行された「中小受託取引適正化法（取適法・改正下請け法）」は物流業界を新たに規制対象に追加した。ただ、運送事業者が積み下ろしの際に長時間の待機を余儀なくされる「荷待ち」を巡っては、特に運送事業者と受け取り側の業者の間では、両者が直接の契約関係にないため取り締まられなかった。

出典：朝日新聞（2026年3月10日）
「運送事業者の「荷待ち」、送り主側に対価支払いを 独禁法で規制へ」

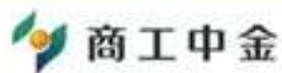
<https://mainichi.jp/articles/20260310/k00/00m/020/271000c>

出典：公正取引委員会 第4回企業取引研究会 資料2
「企業取引研究会での議論を踏まえた対応の方向性」
https://www.jftc.go.jp/file/01_siryu2_r7_4.pdf

TDBCと連携して中小企業支援を実践

中小運輸事業者

支援プログラム



中小運輸事業者支援への伴走支援
経営支援&ソリューションサポート、DX投資融資



運輸業界に強い高度専門家による事業・経営支援
事業計画書策定支援、補助金の活用支援等



運輸事業者の(業界)課題をともに解決～DXの実践
課題の整理・共有～解決策の仮説～実証実験～社会実装



TDBC認定
ソリューション

専門家支援

実証実験結果
優良事例等



中小企業支援プラットフォーム「BanSo」
中小企業経営データベース基盤と可視化



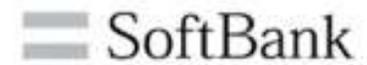
認定経営革新等支援機関
一般社団法人サステイナ
ビリティ・DX推進協議会

商工中金、TDBC、SDXC、ウイングアーク1stが連携～「物流の2024年問題」など運輸業界の課題解決に向けた伴走型経営・DX支援体制を構築～（2023年4月13日）

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000029.000032158.html>

閉会のご挨拶の前に

協議会スポンサー



一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会

<https://tdbc.or.jp/>

E-mail: unyu.co@wingarc.com

TEL: 03-5962-7370

協議会スポンサー

